

○宅地建物取引業免許申請時の内容に変更があった場合の提出書類一覧【令和7年4月1日からの届出】

※青字で記載している書類はホームページ上の「様式集」よりダウンロードしてください。

1 変更届出書（様式改正）

2 添付書類等一覧

変更内容	添付書類	法人	個人	備考
商号又は名称	・ 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	○	－	
	・ 宅地建物取引業者免許証書換え交付申請書（様式第三号の二）	○		
	・ 宅地建物取引業者免許証	○		
代表者の変更	・ 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	○	－	
	・ 添付書類（2）誓約書	○		
	・ 添付書類（3）略歴書	○		
	・ 添付書類（9）代表者等の連絡先に関する調書	○		
	・ 身分証明書	○		
	・ 登記されていないことの証明書	○		
	・ 宅地建物取引業者免許証書換え交付申請書（様式第三号の二）	○		
	・ 宅地建物取引業者免許証	○		
代表者の氏名の変更	・ 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	○	－	
	・ 戸籍抄本	○	○	
	・ 宅地建物取引業者免許証書換え交付申請書（様式第三号の二）	○	○	
	・ 宅地建物取引業者免許証	○	○	
法人の役員の変更	・ 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	○	－	

	・添付書類（２）誓約書	○		
	・添付書類（３）略歴書	○		退任の場合 は不要
	・添付書類（９）代表者等の連絡先に関する調書	○		
	・身分証明書	○		退任の場合 は不要
	・登記されていないことの証明書	○		退任の場合 は不要
法人の役員の氏名の変更	・商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	○	－	
	・戸籍抄本	○		
政令で定める使用人の変更	・添付書類（２）誓約書	○	○	
	・添付書類（３）略歴書	○	○	退任の場合 は不要
	・添付書類（９）代表者等の連絡先に関する調書	○		
	・身分証明書	○	○	退任の場合 は不要
	・登記されていないことの証明書	○	○	退任の場合 は不要
政令で定める使用人の氏名の変更	・戸籍抄本	○	○	
専任の宅地建物取引士の変更	・添付書類（４）専任の宅地建物取引士設置証明書	○	○	
	・添付書類（８）略歴書	○	○	退任の場合 は不要
	・添付書類（２）誓約書	○	○	

専任の宅地建物取引士 の氏名の変更	・ 戸籍抄本	○	○	
主たる事務所の移転	・ 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	○	－	
	・ 添付書類（ 7 ）事務所を使用する権原に関する書面	○	○	
	・ 自己所有の建物で登記済みの場合は、建物登記簿謄本 ・ 自己所有の建物で未登記の場合は、固定資産税登録事項証明書又は建築確認通知書の写し ・ 自己所有の建物でない場合は、賃貸借契約書の写しなど	○	○	
	・ 事務所の案内図	○	○	
	・ 事務所の写真 （事務所の外観、入口付近（業者票の掲示が確認できるもの）、事務所内部（報酬額票、応接スペース、電話機等が確認できるもの）のものが必要。）	○	○	
	・ 事務所の見取り図 （特に、自宅や他の事務所と併設する場合、事務所部分とそれ以外の部分が仕切り等で区切られていることが確認できること。）	○	○	
	・ 宅地建物取引業者免許証書換え交付申請書（様式第三号の二）	○	○	
	・ 宅地建物取引業者免許証	○	○	
従たる事務所の新設	事務所について			
	・ 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	○	－	支店登記がある場合
	・ 添付書類（ 7 ）事務所を使用する権原に関する書面	○	○	
	・ 自己所有の建物で登記済みの場合は、建物登記簿謄本 ・ 自己所有の建物で未登記の場合は、固定資産税登録事項証明書又は建築確認通知書の写し ・ 自己所有の建物でない場合は、賃貸借契約書の写しなど	○	○	
	・ 事務所の案内図	○	○	

		・事務所の写真 (事務所の外観、入口付近、事務所内部(応接スペース、電話機等が確認できるもの)のものが必要。)	○	○	
		・事務所の見取り図 (特に、自宅や他の事務所と併設する場合、事務所部分とそれ以外の部分が仕切り等で区切られていることが確認できること。)	○	○	
	政令で定める使用人、専任の宅地建物取引士等について				
		添付書類(2) 誓約書	○	○	
		添付書類(4) 専任の宅地建物取引士設置証明書	○	○	
		添付書類(3) 略歴書	○	○	
		身分証明書	○	○	
		登記されていないことの証明書	○	○	
		添付書類(3) 宅地建物取引業に従事する者の名簿	○	○	
従たる事務所の廃止		・商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	○	—	支店登記がある場合
従たる事務所の移転		・商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	○	—	支店登記がある場合
		・添付書類(7) 事務所を使用する権原に関する書面	○	○	
		・自己所有の建物で登記済みの場合は、建物登記簿謄本 ・自己所有の建物で未登記の場合は、固定資産税登録事項証明書又は建築確認通知書の写し ・自己所有の建物でない場合は、賃貸借契約書の写しなど	○	○	
		・事務所の案内図	○	○	
		・事務所の写真	○	○	

	(事務所の外観、入口付近(業者票の掲示が確認できるもの)、事務所内部(報酬額票、応接スペース、電話機等が確認できるもの)のものが必要。)			
	・事務所の見取り図 (特に、自宅や他の事務所と併設する場合、事務所部分とそれ以外の部分が仕切り等で区切られていることが確認できること。)	○	○	